



## 東海東京ヌビーン・ リタイアメントファンド (年510円目標取崩し型) / (年5%目標取崩し型) / (資産安定型)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

### 委託会社 [ ファンドの運用の指図を行う者 ]

#### 株式会社お金のデザイン

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2796号  
設立年月日:2013年8月1日 / 資本金:200,394,930円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:61,257百万円  
(2024年9月末現在)

#### 照会先

#### 株式会社お金のデザイン

電話番号 03-6629-7090(受付時間:委託会社の営業日の9:30~17:00)  
ホームページ <https://www.money-design.com/>

### 受託会社 [ ファンドの財産の保管および管理を行う者 ]

#### 三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・この目論見書により行う「東海東京ヌベーン・リタイアメントファンド(年510円目標取崩し型)」、「東海東京ヌベーン・リタイアメントファンド(年5%目標取崩し型)」及び「東海東京ヌベーン・リタイアメントファンド(資産安定型)」の募集については、発行者である株式会社お金のデザイン(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月6日に関東財務局長に提出しており、2024年12月22日にその届出の効力が生じています。
- ・請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ・ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
年510円目標取崩し型	追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券(株式、債券))	年6回(隔月)	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
年5%目標取崩し型					年1回			
資産安定型					年1回			

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## ファンドのポイント

### 1. 資産寿命を伸ばすことを目的とします。

それに合わせた決算・分配方法が異なる3つのファンドを用意します。

#### 年510円目標取崩し型

奇数月の10日において、目標分配額である年510円(各決算時85円)相当に応じた分配を行うことで、計画的な資産の取崩しにご活用いただけます。

#### 年5%目標取崩し型

奇数月の10日において、目標分配率の年5%(各決算時0.83%)相当に応じた分配を行うことで、計画的な資産の取崩しにご活用いただけます。

#### 資産安定型

資産寿命を伸ばすことを主眼とした運用を行います。

### 2. 主として「Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fund」への投資を通じて、株式に4割程度、債券に6割程度の資産配分を行い、安定的な収益の獲得を目指します。

### 3. 実質的な運用は、世界最大級の年金運用機関であるTIAAの資産運用部門である、ヌベーン・アセット・マネジメント・エルエルシーが行います。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

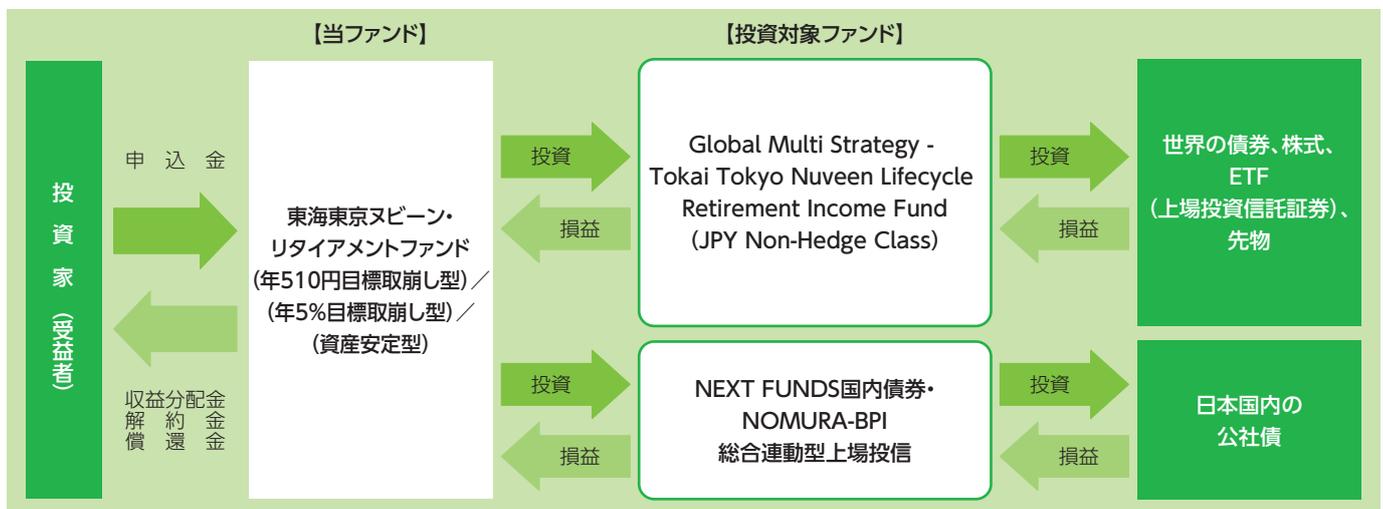
この投資信託は、主として外国投資信託Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fundへの投資を通じて、主にインカムゲインを確保しつつ、値上がり益を加えた安定的な収益の獲得を目指します。

## ファンドの特色

- i 主として株式に4割程度、債券に6割程度の資産配分を基本とするGlobal Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fundへの投資を通じて、安定的な収益の獲得を目指します。なお、株式と債券の資産配分は変更される場合があります。
- ii Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fundへの投資は原則として高位を維持します。但し、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- iii 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いません。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、主に投資対象ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。



※投資対象ファンドについて、詳しくは「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

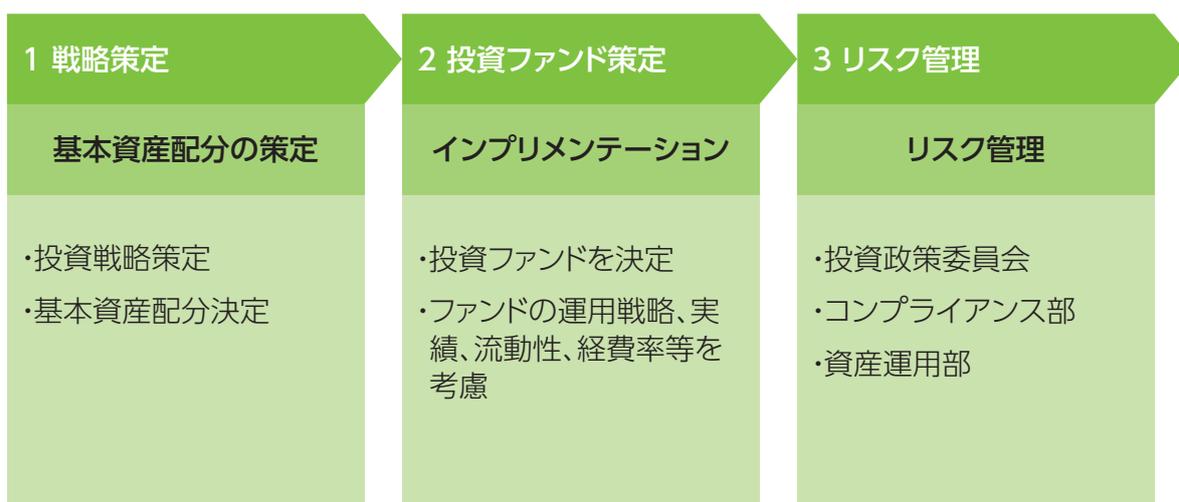
## 繰上償還について

- ・1万口当たりの基準価額(支払済み分配金を加算しません)が3,000円を下回った場合には繰上償還します。
- ・主たる投資対象とする外国投資信託が信託を終了する場合または外国投資信託の分配方針変更等により主たる投資対象の商品としての同一性が失われる場合には繰上償還します。

## 運用プロセス

運用チームは資産配分の決定から、投資対象ファンドの選定まで行います。リスク管理は投資政策委員会で行います。

また、コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断する事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。



※上記は2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)の直接利用は行いません。ただし、組入投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用については、実質的に価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。

## 分配方針

### 年510円目標取崩し型／年5%目標取崩し型

年6回、1月、3月、5月、7月、9月および11月の各月の10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・「年510円目標取崩し型」の収益分配金額は、各決算時の受益権において1万口当たり85円(税引前)相当を目標として委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
「年5%目標取崩し型」の収益分配金額は、各決算時の基準価額に対して年率5%(各決算時0.83%)相当の分配を目標として委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
ただし、目標とする収益分配金額どおりの分配を必ず行なうものではなく、分配自体を行わないこともあります。
- ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

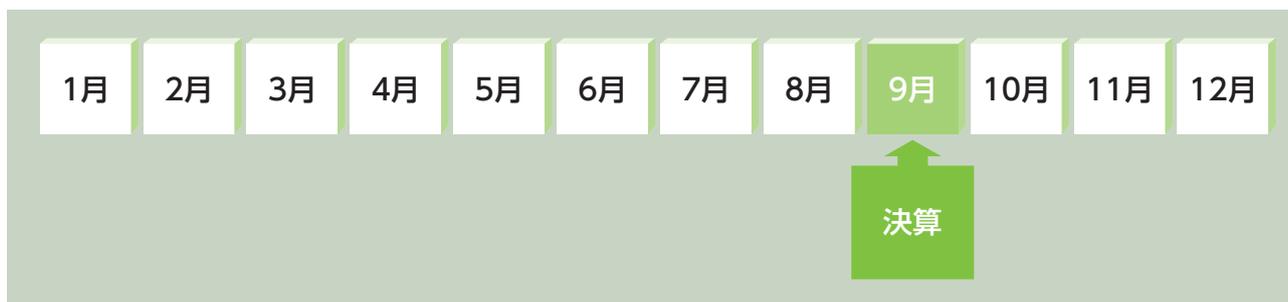
※将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

※「年5%目標取崩し型」は決算日の基準価額に対して定率で分配を行うことから、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配が続く場合には分配金の金額は小さくなっていきます。

### 資産安定型

毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

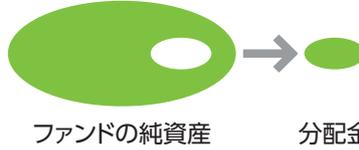
※将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

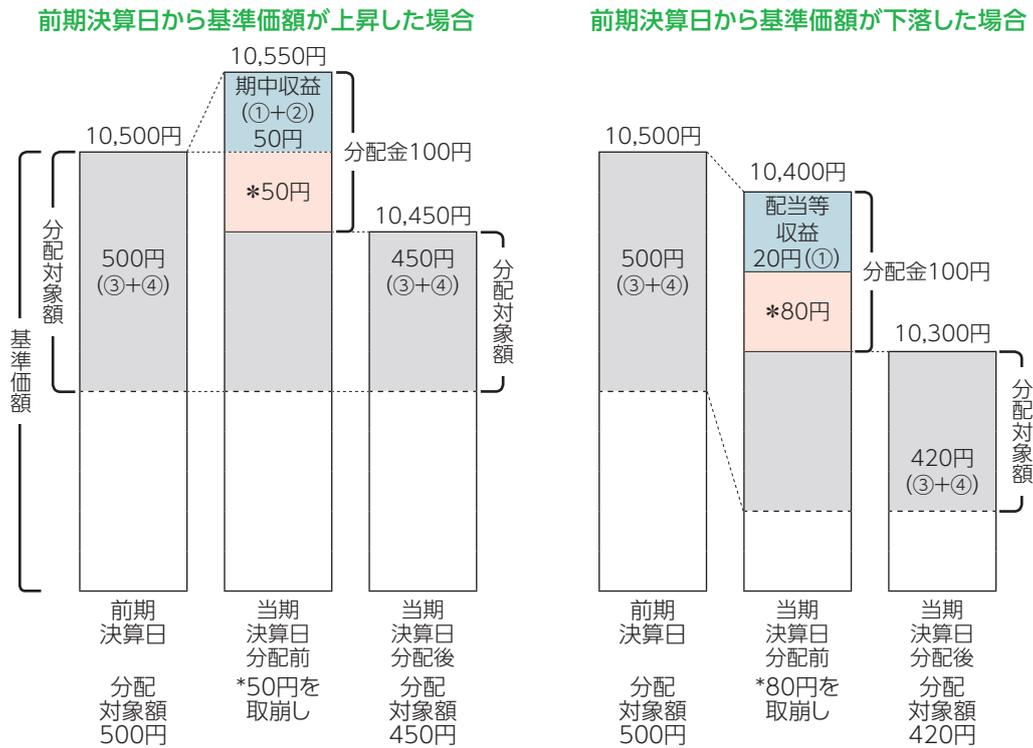
- ▶ 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- ▶ 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

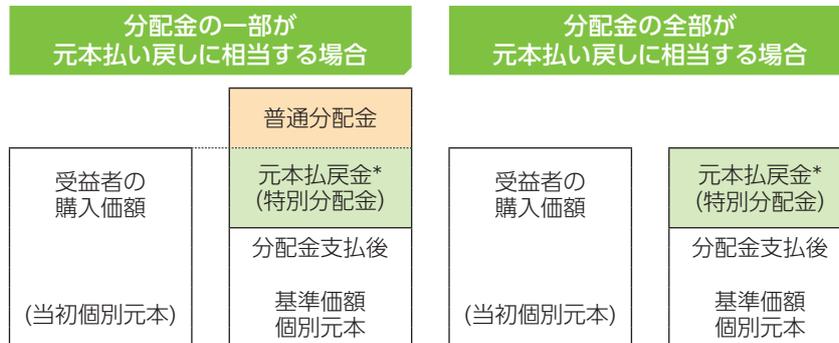
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので留意下さい。

- ▶ 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。



**普通分配金**：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

**元本払戻金（特別分配金）**：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

\*元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

# 追加的記載事項

## 投資対象ファンドの概要(2024年12月6日現在)

ファンドは、下記の投資対象ファンドを主要対象とします。下記の概要は2024年12月6日現在のものとなり、今後変更される場合があります。なお、下記以外のファンドが追加になる場合、または下記ファンドが投資対象から除外される場合があります。

<Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fund(JPY Non-Hedge Class)>  
(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

### 運用の基本方針

基本方針	インカム・ゲインの獲得を主としながら、キャピタル・ゲインの獲得にも焦点をあて、長期にわたり高いリターンを獲得を目指します。
主な投資対象	米国株式、米国以外の先進国株式、新興国株式、米国発行体による債券、米国以外の発行体による債券、ETF(上場投資信託)、先物、その他現金及び現金同等物を主要な投資対象とします。
投資方針	①主として、分散されたポートフォリオへの投資により、当ファンドの投資目的の達成を目指します。 ②長期にわたり、当ファンドの約40%を株式、約60%を債券に配分することを想定しています。これらの目標配分は、投資マネジャーの裁量により、時間の経過とともに変更される場合もあります。 ③株式および債券資産クラス内において、当ファンドの資産を特定の市場セクター(米国株式、国際株式、債券、短期債券、インフレ連動債券)に配分します。
主な投資制限	①株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。 ②非流動性資産に対する投資比率は純資産総額の15%以内とします。
収益分配	各分配基準日において決定する一口当たりの金額(分配金額)を支払うこととなります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 ※分配基準日とは、2025年4月から始まり、各年の2月、4月、6月、8月、10月、12月の20日(20日が営業日でない場合は直後の営業日)を指し、かつ/または、投資マネジャーと協議の上、受託会社が随時決定するその他の日付となります。

### ファンドに係る費用

運用管理報酬	年0.35%とします。 その他報酬 ・受託会社報酬:年0.01%(最低年額 20,000米ドル) ・管理会社報酬:年0.08%(最低年額 40,000米ドル) ・FX計算代理人報酬:年0.01% ・FXマネジャー報酬:年0.01% ※上記のほか、保管費用がかかりますが、運用状況等により変動することがあり事前に料率等を示すことが出来ません。また、当ファンドが投資するETFの運用管理報酬がかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	基準価額の0.2%とします。
その他の費用など	ファンドの設立に係る費用、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の会計、監査、税務、法律顧問などに要する費用、資産の保管などに要する費用、郵便、印刷などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息はファンドから支払われます。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

### その他

運用会社	Nuveen Asset Management, LLC(ヌビーンアセットマネジメント・エルエルシー)
信託期間	基本信託証書の日付(2015年7月23日)より149年後に満了する期間が終了した場合に終了します。
決算日	毎年12月の最終ファンド営業日(最初の決算日は2025年12月最終ファンド営業日)

<NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信>

基本情報

基本方針	わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合(NOMURA-債券・パフォーマンス・インデックス総合)(対象指数)に連動する投資成果を目指します。
運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
信託報酬	0.07%(税込0.077%)
分配支払い基準日	毎年3月7日、9月7日(年2回)
上場日	2017年12月11日
上場市場	東京証券取引所

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、主として投資対象ファンドへの投資を通じて、株式、債券およびそれらに投資する上場投資信託証券(ETF)等を実質的な投資を行いますので、投資対象ファンドの投資対象の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

### (株式市場リスク)

投資対象ファンド等において株式に投資をする場合、内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落し株価が下落することがあります。また株式の発行企業の事業活動や財務状況等によって株価が下落することがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### (債券市場リスク)

投資対象ファンド等において債券に投資を行う場合、債券は一般に内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。これらの債券価格の下落は当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

## 為替リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの基準価額に大きく影響します。

## 先物リスク

投資対象ファンド等において、ヘッジ目的および投資対象資産を代替する目的のため先物に投資することがあります。先物市場では参照する現物有価証券や指数等の変動に伴い損失を被ることがあります。また、先物市場は必ずしも参照する現物有価証券や指数等との連動が保証されている訳ではなく、それらの変動と異なる動きにより損失が生じることがあります。先物取引所は日中に値幅制限等の取引制限を設けることがあり、制限に掛かった場合にはその後の取引が制約を受けることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 信用リスク

投資対象ファンド等において、投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあり、これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 流動性リスク

投資対象ファンド等において、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買が出来なかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## カントリーリスク

投資対象ファンド等において、実質的に海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合。または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。新興国市場にも投資を行うため先進国に比べて、新興国市場への投資はこれらのリスクが高いことが想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## 分配金に関する留意点

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。従って分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

## その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・当ファンドは、主たる取引市場において市場環境が急変した場合や大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## リスクの管理体制

コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。

コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断する事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、当ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

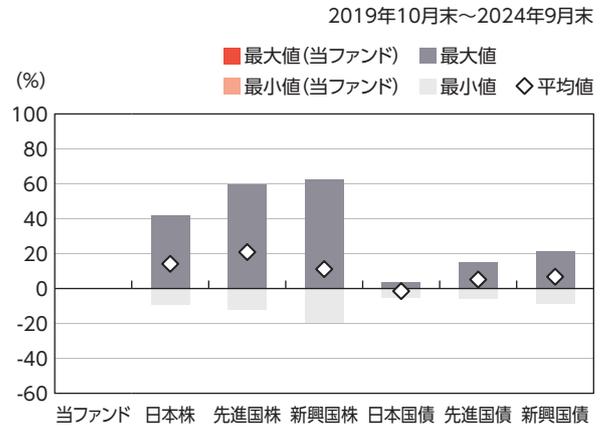
※上記体制は2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値	-	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	-	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 \*2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 \*決算日に対応した数値とは異なります。

#### 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)  
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)  
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)  
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)  
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)  
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 運用実績

2024年12月6日現在

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークがありません。

●最新の運用の内容等は、委託会社のホームページで開示することを予定しています。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口=1円) ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.20%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金(解約)申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間 当初申込期間の最終日(2025年1月31日)の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込み分とします。 継続申込期間 原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間 2024年12月23日から2025年1月31日まで 継続申込期間 2025年2月3日から2025年12月10日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金 申込不可日	以下の日には、取得・換金のお申込みは受け付けません。 ① ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはダブリンの銀行のいずれかの休業日 ② 毎年12月24日 ③ ①②のほか、取得・換金の申込みの受け付けを行わないものとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込み受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金(解約)の申込みの受付を取消すことができます。
信託期間	無期限(2025年2月3日設定)
繰上償還	・各ファンドの1万口当たりの基準価額(支払済み分配金を加算しません)が3,000円を下回った場合には繰上償還します。 ・各ファンドが主たる投資対象とする外国投資信託が信託を終了する場合または外国投資信託の配分方針変更等により主たる投資対象の商品としての同一性が失われる場合には繰上償還します。  また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ・各ファンドの受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	<年510円目標取崩し型/年5%目標取崩し型> 年6回、1月、3月、5月、7月、9月および11月の各月の10日(休業日の場合は翌営業日) ただし、第1計算期間は2025年2月3日から2025年5月12日までとします。 2025年5月12日の初回決算日より分配することを目指します。 <資産安定型> 毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日) ただし、第1計算期間は2025年2月3日から2025年9月10日までとします。

収 益 分 配	<p>毎決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 ※販売会社との契約によっては、再投資が可能です。</p>
信託金の限度額	各ファンド1兆円
公 告	<p>電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス <a href="https://www.money-design.com/">https://www.money-design.com/</a> ※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。</p>
運 用 報 告 書	<p>&lt;年510円目標取崩し型／年5%目標取崩し型&gt; 年2回(3月、9月)および償還後に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。 &lt;資産安定型&gt; 年1回(9月)および償還後に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。</p>
課 税 関 係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2024年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>
ス イ ッ チ ン グ	<p>&lt;年510円目標取崩し型／年5%目標取崩し型&gt; 「年510円目標取崩し型」と「年5%目標取崩し型」の間でスイッチングができます。 &lt;資産安定型&gt; 「年510円目標取崩し型」と「年5%目標取崩し型」へのスイッチングができます。</p> <p>スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。) また、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。</p>

## ファンドの費用・税金

### ● ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額に0.20%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.232%(税抜1.120%)。 運用管理費用は、日々計上され、「年510円目標取崩し型」および「年5%目標取崩し型」は、毎計算期末または信託終了のときに、「資産安定型」は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p style="text-align: center;">〈信託報酬の配分〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.440% (税抜0.40%)</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.770% (税抜0.70%)</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.022% (税抜0.02%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	配分(年率)	役務の内容	委託会社	0.440% (税抜0.40%)	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.770% (税抜0.70%)	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	0.022% (税抜0.02%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	支払先	配分(年率)	役務の内容											
	委託会社	0.440% (税抜0.40%)	委託した資金の運用の対価											
	販売会社	0.770% (税抜0.70%)	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価											
受託会社	0.022% (税抜0.02%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価												
投資対象とする投資信託証券	年率0.46%程度(*1)													
実質的な負担	年率1.692%(税込)程度(*1) ※投資対象とする投資信託証券の組入比率の変更などにより変動します。													
その他の費用・手数料	<p>組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が、信託財産より支払われます。 投資信託振替制度に係る費用、法定書類、販売用資料等の作成、印刷、提出、交付等に要する費用、公告費用、監査費用、計理事務等に係る費用、その他これらに準ずる費用であり諸費用に含めることが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額が日々計上され、「年510円目標取崩し型」および「年5%目標取崩し型」は、毎計算期末または信託終了のときに、「資産安定型」は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ※これらの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>													

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が、信託財産より支払われます。  
投資信託振替制度に係る費用、法定書類、販売用資料等の作成、印刷、提出、交付等に要する費用、公告費用、監査費用、計理事務等に係る費用、その他これらに準ずる費用であり諸費用に含めることが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額が日々計上され、「年510円目標取崩し型」および「年5%目標取崩し型」は、毎計算期末または信託終了のときに、「資産安定型」は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。  
※これらの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

\*1上記は料率が把握できる費用の合計であり、別途、保管費用等がかかります。そのため、実質的な負担はこれらの報酬を加えたものとなります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められているものもあり、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

なお、主な投資対象の外国投資信託は2024年12月6日時点では未設定となり、純資産総額の規模等により組入れるETFの組入銘柄、比率等が変動するため組入れるETFの管理費用は含んでおりません。

\*2上記費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および投資者の皆様の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

## ● 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。